

年度替わり時期における一部窓口業務の時間延長と日曜日の開庁について

年度替わり時期には多くの市民が転出入等を行い、市民課の窓口を中心として窓口業務がかなり混雑します。

これらの一時的な混雑の緩和を図るため、次のとおり住所移転に伴う関連課の窓口業務の時間延長と日曜日の臨時開庁を行います。

1 窓口の時間延長

- ・期間 3月26日(月)～4月5日(木) (土曜日、日曜日は除きます。)
- ・延長時間 午後7時まで延長

2 休日開庁

- ・開庁日 4月1日(日)
- ・開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

3 取扱う主な事務及び実施課

市民の住所移転に伴い発生する事務を行います。併せて住民票などの証明発行業務も行います。ただし、他市町村等へ照会することが必要な事務や住民基本台帳ネットワークに関連する事務は取り扱いできませんので、事前に実施課にお問合せください。)

- ・ 住民異動届け、戸籍の届け、印鑑登録、外国人登録の手続き・・・市民課
- ・ 税金の手続き・・・市民税課、資産税課、納税課
- ・ 国民健康保険料及び給付、国民年金の転入手続き・・・国保年金課
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳の手続き・・・障がい福祉課
- ・ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の手続き・・・児童課
- ・ 保育所入所の手続き・・・保育課
- ・ 福祉医療、老人保健の手続き・・・福祉医療課
- ・ 介護保険の手続き・・・介護総務課、介護福祉課
- ・ 転校、入学の手続き・・・学務課
- ・ 引越しに伴う水道の使用開始、中止の手続き・・・料金お客様課、西部営業所
西部、東部、北部出張所と、月ヶ瀬、都祁行政センターでは住民異動届け、戸籍の届け、印鑑登録の手続きを行います。

4 年度替わり時期以外の対応について

今回、年度替わり時期に限定し、また実施課も住所移転関連課のみとしますが、市民の反応や経費等も勘案し、実施時期の延長等については別途検討することとします。

5 県内他市の状況

大和高田市(時間延長)、大和郡山市(日曜日開設)が既に実施しています。

6 市庁舎への出入り口について

庁舎管理上の観点から、期日前投票の時と同様に北棟の北出入り口と中央棟の東出入り口のみとします。(北棟出入り口には、受付を配置します。)

7 市民への広報について

3月号「しみんだより」に掲載するとともに、ホームページへも掲載し、周知を図ります。3月初旬から該当課の窓口で周知用チラシを掲出します。

8 問合せ先

時間延長等に関する場合は秘書課
取扱い業務の内容は各実施課へ